

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年1月17日（金）15時11分～16時08分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第2共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業パートナー弁護士

<諮問会議議員>

議員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社シニア・フェロー
----	-------	---

<関係省庁>

三浦 知宏	金融庁	企画市場局総務課	信用制度参事官
佐々木 絵里	金融庁	企画市場局総務課信用制度参事官室	課長補佐
目加田 歩実	金融庁	企画市場局総務課信用制度参事官室	専門官
竹岡 陽介	金融庁	総合政策局リスク分析総括課 フィンテック参事官室	課長補佐

<自治体等>

古南 武永	真庭市	総合政策部総合政策課	係長
田島 吉章	真庭市	総合政策部総合政策課	主任
島村 領一	木更津市	経済部産業振興課	係長
安井 政裕	君津信用組合	業務部業務課	課長
高井 浩幸	世田谷区	経済産業部商業課	課長
井上 朗	世田谷区	経済産業部商業課商業係	主任
福嶋 隆宏	深谷市	産業ブランド推進室	室長補佐

<事務局>

河村 直樹	内閣府	地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府	地方創生推進事務局	審議官

水野 正人 内閣府 地方創生推進事務局 参事官
佐藤 弘毅 内閣府 地方創生推進事務局 参事官

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 地域通貨による寄附
 - 3 閉会
-

○水野参事官 それでは、国家戦略ワーキンググループヒアリングを開始いたしたいと思
います。

本日の議題ですが、「地域通貨による寄附」ということで、世田谷区様、深谷市様、そ
して金融庁様にオンラインで御出席をいただいております。また、木更津市様、真庭市様
には会場にて御出席いただいております。また、木更津市様の御提案について共同で計画
提案をいただいております君津信用組合様にも御同席いただいております。

本日の資料ですけれども、木更津市様、世田谷区様、深谷市様、真庭市様の連名のもの
と、それから金融庁様からそれぞれ御提出をいただいております。いずれも公表予定でご
ざいます。また、本日の議事についても公開予定でございます。

本日の進め方ですが、まず資料の御説明を真庭市様から一括で10分程度、その後、金融
庁様から10分程度でお話をいただきたいと思います。そして、最後に委員の方々による質
疑という形に移らせていただければと思います。

それでは、中川座長に御進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「地域通貨による寄附」に関します国家戦略特区ワー
キンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、真庭市様から御説明をお願いいたします。

○田島主任 皆様、こんにちは。岡山県真庭市から参りました総合政策課の田島と申しま
す。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

大変僭越ではございますが、本日、木更津市様、世田谷区様、深谷市様、それから我々
真庭市と、自治体の代表をさせていただきまして、当市真庭市の田島より「地域通貨によ
る寄附」につきまして冒頭説明をさせていただきたいと思ひます。座って失礼いたします。

お手元に「地域通貨による寄附」と題した資料があるかと存じます。こちらの資料の2
ページ目を御覧ください。提案概要について説明をさせていただいております。まず、要
点だけお伝えいたします。

資金決済法の第3条の第1項におきまして、前払式支払手段の定義という箇所がござい
まして、そこに「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、

これらの対価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができる」と前払式支払手段は定義をされていると理解をしております。そのため、物品等の購入、借り受け、役務の提供にはこれが活用できるということになるのですが、これに当たらない寄附には使用することができないということになっております。また、前払式支払手段の譲渡自体には規制はございませんが、資金決済法の第20条の第5項には原則払戻しが禁止をされている旨が書かれております。

金融庁様におかれましては、前払式支払手段におきまして、国税、地方税またはふるさと納税ですね。これらを支払うことは可能という見解を示していただいております。ですから、ふるさと納税の支払い手段には地域通貨を取り入れることは可能ということは理解をしております。一方で、これは我々もですけれども、ふるさと納税の仕組みを取らない寄附のニーズもございまして、被災したほかの地域への寄附を地域通貨で募りたいという声であったり、ふるさと納税の要件に当たらないものですね。この仕組みにとらわれずに子ども食堂や民間福祉の施設、お地藏様だったり、ほくらだったり、地域の史跡だったり、そういった管理者に対するこれらを維持するための寄附をできるようにしたいという声もあるところでございます。現在、前払式支払手段の譲渡を、譲渡と解釈をして寄附をしている地域通貨は存在をしておりますが、受け取った側の払戻しというのは法律上で規制があってできないこととなっておりますので、現金として使用したいというニーズには、これが現金化できないということで応えることができていないということになっております。

以上の背景から、本提案では地域振興、社会福祉を目的に活動する団体に対する地域通貨による寄附を認めていただきたいと考えておるところでございます。

次のページから各自治体の地域課題について記されておりますので、これに関しまして順を追って説明をさせていただきたいと思っております。

3 ページ目をめくっていただくと、木更津市様の実情が書かれております。木更津市様は地域通貨「アクアコイン」というものを運用されておりますが、受け取ったコインをほかの加盟店に送金する機能がありますので、寄附希望団体を寄附専用加盟店として登録し、払戻しができないように制御した上で、加盟店間の支払いにより物品等の購入をされていると伺っています。前払式支払手段の譲渡機能による寄附の仕組みを取っているということでございますが、ただし、寄附専用加盟店は払戻しが法律上できませんので、市外事業者（非加盟店）への支払いや人件費などの現金による支払いに受け入れたコインを払い戻して使用したいという現金化して使用するというニーズには応えられていないということになります。こういった地域課題を解消するべく、木更津市様は寄附金の受領者として、社会福祉協議会、これは社会福祉法人ですが、これと花火大会の実行委員会様、法律では権利能力なき社団に該当すると思っておりますが、それから同じく子ども食堂の運営団体、これも権利能力なき社団に該当すると思っておりますが、こういった団体、それから神社などの宗教法人などを含めるように提案をされております。また、1名当たりの寄附金額が右下に書かれておりますが、1円から2万円程度の金額を想定されております。

続きまして、5ページ目をめくっていただきまして、こちらには世田谷区さんの例が書かれております。御覧ください。世田谷区さんの地域通貨ですが、「せたがやPay」というものになっております。こちらの地域通貨は区内の経済循環と区民の方のウェルビーイングの向上を目的に運営されている地域通貨でございまして、開始から4年間で42万ダウンロード、累計決済額が325億円と、国内でもトップクラスの運用実績を誇っておられる、規模を誇っておられる地域通貨になっていると認識をしております。広く区民生活に定着、浸透しているとされております。現在、ふるさと納税制度によって、いわゆる「お得な寄附」というもの、その市場が急拡大しておりますけれども、区民の社会参加、地域貢献の重要な手段である自発的な志による無償の寄附については大変厳しい状況にありますので、多様な手法で気軽に寄附ができる環境整備というものが求められていると考えられております。そのため、世田谷区様は地域通貨による寄附を受け取る寄附金受領者について、社会福祉法人、公益財団法人、区の外郭団体などの団体にまで広げることが希望されております。なお、世田谷区様の1名当たりの寄附金額でございますが、100円から10万円程度のものを想定されております。

それでは、7ページ目をめくっていただいて、深谷市様の事例になります。深谷市様の地域通貨でございますが、こちらは深谷市様が「ネギー」というものを運用されております。現在キャッシュレス化が進んでいる中で、街頭で義援金などを募られておるようなのですが、現金を持ち合わせていない場合が多いという実情があるようでして、募金の意思がある方に対して募金の手段をしっかりと整備していくべきだと考えられていると伺っております。また、子ども食堂の支援を考える中で、お金が足りていないというNPO法人等の声がありまして、この問題に関しましては、幅広い手段で寄附ができる環境を整備したいと伺っております。そのため、深谷市様では寄附金の受領者につきまして、義援金、子ども食堂、社会福祉法人、また地域のスポーツチームなどが含まれるように希望をされております。深谷市様で想定されている寄附の単価に関しましては、1名当たり1件当たり1,000円から1万円程度と考えられております。

9ページ目を御確認ください。こちらは当市真庭市の事例を書かせていただいております。真庭市の地域通貨「まにこいん」というものがございます。現在、真庭市は人口4万人ほどですが、2万3000人程度の利用者がおります。人口の6割程度に利用いただいている地域では一番のシェアのある地域通貨と言いますか、キャッシュレス手段になっております。こういったもので募金を募るなどのときに有効な手段として我々としては考えていて、これを寄附に使っていきたいと考えております。真庭市では過去にウクライナの人道支援、能登の震災の支援などの目的で、このまにこいんを活用した寄附を募ろうと検討させていただいたのですが、前払式支払手段による寄附に関しましては、その資金の移動と言いますか、アクアコイン様の事例と似ておりますが、最後に現金化ができないなど色々な規制で我々がやりたいことができなかったということがありまして、実施を見送ってきた経緯がございます。発行者による審査、事業の目的、募金の事業実施主体、寄附の受領

者側の確認、このあたりをしっかりとやって、条件を整備して、一定のそういった条件がされた要件の下でAMDAなどの特定非営利活動法人や日本赤十字社に対する前払式支払手段による寄附などを実現していきたいと思っております。このあたりの日本赤十字社様などに関しましては、基本的にはふるさと納税に該当する寄附とすることも条件を整えればできると伺ってはおりますけれども、こういった団体に対する寄附、公益性の高いもの、公共性の高い寄附を我々としてもしっかりと実現していきたいと思っております。我々といましては、シートの右下にございますが、想定される寄附単価に関しましては、100円から10万円程度の寄附を想定しております。

最後に、11ページ目をめくってください。本ワーキンググループで取り上げていただきたい論点に関しまして、1点目から4点目までまとめさせていただいております。

1点目、規制緩和の方向性というところでございますが、地域通貨による寄附の実現に当たりまして、前払式支払手段を物品の購入、借り受け、役務の提供に当たらない寄附に使用できることとして、寄附金の受領を精算（換金）できる加盟店とするという方向が1点あるかと思いますが、それと前払式支払手段を払戻しができる要件を緩和いただき、寄附金受領者が譲渡された地域通貨を払戻しができるようにする、これが二つ目の方向性ですが、こういった二つの方向性があるかと考えられています。規制緩和を検討いただけるとする場合に、どちらの方向性を検討いただけるのかというところを御検討いただければと思っております。

2点目、寄附金の上限額につきまして、本提案におきましては、1名当たりの年間寄附額を最高10万円程度と想定しております。地域を限定して利用されるという地域通貨の性質に鑑みまして、一定の条件を付すことによって最高10万円程度という水準を許容いただけるような余地があるものでしょうかということを確認させていただきたいと思っております。また、上限につきましては、これは1件当たりの寄附金額に対する設定とすべきものなのか、それとも一定期間の寄附金額に対する設定とすべきものなのかという点に関しましては御検討いただきたいと思いますと思っております。

3点目の加盟店の管理についてというところでございますが、地域通貨が利用される地域は自治体ごとということで非常に限られておられると認識をしています。寄附金の受領者を加盟店として管理する能力は、一般的なキャッシュレス手段よりは実情的なところでもかなり管理しやすい感じになっていると理解しておりますが、こういった加盟店として管理する場合に、発行者による直接的な調査、管理は一般的なものよりは実際的なところも含めて管理がしやすいということで対応し得ると考えております。寄附金の受領者の加盟店管理の条件を付けていただくようなことによって、想定している寄附金の受領者の範囲やその寄附金の上限額を認めていただく、上限額を上げていただくとか、そういったことを認めていただくことは可能でございますでしょうか。

4点目、寄附金の受領者についてでございますが、地域通貨による寄附の提案におきましては、地域振興や社会福祉を目的とした団体を寄附金受領者として想定をしております。

こういったNPO法人や子ども食堂の運営団体等を対象に含めていただくとする場合、こういった条件の整備が必要になるか、こういった条件設定が必要になるかというところも御検討いただきたいと思います。と思っています。

長くなりましたが、私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、金融庁様から御説明をお願いいたします。

○三浦参事官 それでは、私ども金融庁から説明させていただきます。

本日、前払式支払手段の関係の要望と伺っておりますので、まずそちらに議題を絞って御説明させていただきます。スライド1につきましては、前払式支払手段が一般的にどのようなものがあるのか紹介したページでございますので、説明は割愛させていただきます。

次のスライド2をお願いいたします。これまで私ども金融庁としても前払式支払手段を寄附に利用することについて、複数回そういった要望が寄せられていたことは承知してございます。その際には、先ほど自治体様からの御説明にありましてとおり、国税、地方税、ふるさと納税については可能と考えますという形で回答しております。さらに、下の四角の一番下の2行にある通り、「ふるさと納税の要件に該当しない寄附を前払式支払手段で支払うことの可否については、社会的なニーズや課題等も踏まえながらよく見極めていきたいと考えています」と回答させていただいたところでございます。

次のページをお願いします。こちらについては寄附の実態について内閣府さんから出しているデータを載せているものでございますが、年間寄附金額について1万円未満が個人では約6割、世帯では約5割を占めているということ、方法としては現金寄附に次いでクレジットカードが2番目に多いというところについて記載してございます。

次のページをお願いします。こうした状況を踏まえまして、私ども金融審議会の資金決済制度等ワーキング・グループの中で、前払式支払手段を用いて寄附を可能とすることの是非等について、委員の皆様にご議論いただいたところでございます。こちらの18ページに記載しておりますのは、報告書案というところで、ちょうど去年の12月24日のワーキング・グループの中において私どもから「案」として提示させていただいたところでございます。その当日に座長一任という形になりましたので、ほぼ中身はこちらでセットされるだろうということですので、まだこちらに書いているのは案という形ではあるのですけれども、こちらの資料に基づいて私どもの方針を説明させていただきます。

一つ目のポツは、前払式支払手段を通じた寄附を可能にすること自体は現金以外でのニーズに応えるということであり、寄附文化の醸成にも寄与するということで、政策的意義は認められるのではないかと考えております。

ただ、一方、こういった前払式支払手段を通じた寄附を可能とする際には、為替取引規制の潜脱防止の観点や、寄附スキームを悪用したマネー・ローンダリングや詐欺のリスクにも十分留意すべきであると御議論いただいたところでございます。このため、誰にいくらかでも寄附してよいという形で認めることは適切ではなく、寄附金受領者やその金額に一

定の制限を課した上で認めるということをしてはどうかということで、御議論をいただいております。

まず、受領者の範囲については、これまで寄せられてきた要望内容や、為替取引規制の潜脱防止といった観点に鑑み、国・地方公共団体や認可法人等に限定するということが御議論いただいたところでございます。今後、例えば所得税法上の寄附金控除の枠組みなどを参考にもっと対象を広げていくと考えられますが、一方で、例えば公益法人という話でも、ガバナンス強化のための公益法人等制度改革の状況も踏まえつつ、中長期的に検討することが望ましいとの御意見もあったところでございます。

額につきましては、1回当たり1～2万円とすることで考えられるということで、ワーキング・グループとしては結論としています。

最後のポツなのですけれども、今後こういった前払式支払手段を通じた寄附が適切に行われるための枠組みの具体化については、私ども金融庁のほうで実際にマネロン対策や詐欺防止等の観点から検討しているところでございます。一方で、ギフトカードを用いた詐欺の事案等が多発している状況などを踏まえ、いわゆる番号通知型前払式支払手段を用いた寄附を認めることは適切ではないとワーキング・グループの中では結論を出していただいております。また、何者かが寄附金受領者に成り済まして寄附金を募るリスク、これはどうしても出てきますので、こちらについては発行者による確認を通じて対応し得ると考えられる一方で、加盟店管理といってもなかなかクレジットカードに比して脆弱とのご指摘もございました。ただ、いずれにせよ十分な対策が必要であるというところについて御議論いただいたところでございます。

当該報告書案に基づいて、私どもの中でより具体的なスキーム等々について検討しているというところが実態でございます。いずれにせよ、前払式支払手段を寄附に一定程度活用できるという形で、今後制度の詳細等についてそういった方向性で検討していきたいと考えてございます。

資料の説明は以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思います。いかがでしょうか。

それでは、堀天子委員、お願いします。

○堀（天）委員 御説明ありがとうございます。

御提案者の御要望は、前払式支払手段の寄附を認めてほしいと。子ども食堂であったり、赤十字社、社会福祉法人というような今でもできそうなものも含まれているようにも思いますが、公益財団法人、特定非営利活動法人など様々なユースケースの御提案があったかと思っております。金融庁様からは、今金融審議会ワーキングを開いていただいている、前払式支払手段についての寄附も一定の条件の下で広げていこうとなっていく、その検討の経緯をお話いただいたかと思っておりますが、提案者サイドで想定されている法人への

寄附が大体認められていく方向性なのか、それとも差分があるのかについて少し確認をさせていただきたいと思いました。

金融庁様への御質問は、国・地方公共団体や認可法人等への寄附ということで認めていただけるという方向性、御議論いただいていると思いますが、認可法人が先ほどのような社会福祉法人、公益財団法人、特定非営利活動法人など、NPO法人も含めてかもしれませんけれども、こうしたものが含まれるのかどうか。「等」の定義にもよるのかもしれませんが、そのあたりの見通しを是非教えていただけたらと思います。

一方で、提案者様への御質問として、金融庁様の御回答を踏まえてもう少し広い範囲での寄附、加盟店といいますか、換金できるような寄附を認めてほしいということなのか、御説明いただく金融庁様の範囲であればおおむね検討される寄附は達成されるという見込みなのか、その両者について伺いたいと思いました。

以上です。

○中川座長 金融庁様、お願いいたします。

○三浦参事官 金融庁でございます。

それでは、まず差分と言いますか、寄附金受領者の範囲についてだと思います。こちらについては、ちょうど自治体様からの資料の中でも寄附金受領者として想定している団体等ということできくつか書いてございまして、私どもの中でもこちらについては問題ないと思いますというところと、こちらについてはまだ検討しているというところが入り交じっている状態だと思っておりますので、差分が存在するかと言われると、差分は存在します。いわゆる国・地方公共団体、認可法人等としておりますので、「等」の範囲をどうしていくかについて、現在検討しております。

目線について、まだ私どもの中でも決まったところがあるものでは必ずしもないのですが、例えば公益法人と一言言っても様々な公益法人があると理解しております。本当にそれぞれ公益法人は独立性を高くやっていると考えるのですが、例えばその中でもどのぐらい管理がしっかりしているのかというところもあれば、特にもっとより分かりやすい例でいうと、いくつか宗教法人などと書かれている自治体もあるのですが、宗教法人というと本当にあまりにもバラエティーが広過ぎると思っております、確かにここであればというところもあれば、本当にここで大丈夫なのかというところ、様々なあると思っておりますので、一律にこういう団体だったらこうだと決め切るのもやや難しいのかと思っております。一定程度「等」をどのように指定していくのかについては、個別にお話を聞きながら限定的に考えていくしかないのかとは考えているところでございます。

一旦このようなところでよろしいでしょうか。

○中川座長 それでは、提案されている自治体からお願いいたします。

○田島主任 それでは、もし意見があればほかの自治体さんからも意見を述べてもらえればと思いますが、まとめて真庭市から発表させていただきたいと思います。

まず、寄附をする対象ですね。今、お示しをいただいているような真庭市などではAMDA

などの特定非営利活動法人や日本赤十字社ということで、以前、国税庁様にふるさと納税の義援金の対象として挙げていただいた、寄附の対象としてこれらの日本赤十字社さんなどはふるさと納税のスキームに該当すれば寄附専用口座を作ってしっかりと管理をしていけば前払式支払手段でも寄附ができると理解をしております、そのあたりをしっかりと対応すれば、我々が今考えているようなところで言うと、基本的な寄附の対象範囲としては真庭市としてはある程度のところはカバーできると思っております。

ほかの自治体様に挙げていただいているように、そういったふるさと納税のスキームに入らないような部分ですね。ですけれども、公益的な活動をしていて地域を支えるために必要だという部分がかなりあるようにも理解をしております。いわゆる一般的なキャッシュレスの手段よりも、地域通貨になりますと自治体がかんでかなりそういった地域の実情に即した運営やお金の流れが一般的な地域通貨よりは範囲が狭くなって限定されますので、そのあたりのトレーサビリティを持っているような仕組みになっていることが多いかと思っております。その発行者の一種トレーサビリティがある手段や、色々な審査基準を設けていただいて審査をしっかりといただければ、こういったふるさと納税の方向を示していただいているような前払式支払手段が使えるような仕組みに入れないものも認めていただきたいと、自治体では是非お願いをしたいところで考えております。発行者が色々なトレーサビリティのある仕組みをつくるとか、発行者の基準によって審査をしていくというところをしっかりと設ければ、地域通貨に関してはそのあたりの規制を緩和していただく方向に持っていただければと考えております。

○堀（天）委員 御回答ありがとうございます。

御高承のとおりだと思いますけれども、ふるさと納税について前払式支払手段が使えるというのは、自治体への支払いに前払式支払手段を使うということになってくると思いますので、自治体で一旦寄附を受け付けて、例えば目的を定めた寄附のような形である種お預かりしたというか、寄附を受けたものを自治体の判断でどこかにお送りする、今度は自治体からの寄附にするみたいな形であれば今でもできるだろう、この国・地方公共団体への寄附ということで認められるのだろうと思いました。

一方で、金融庁様が不安に思われているというのは、認可法人等というものが、中身によって色々なものが入ってき得るということで、何か一定の線を引かないといけないという話だと思います。AML、CFTの観点や詐欺防止の観点からも単純に譲渡先で払戻しができるという構成だと何ら管理ができないという点がネックだろうと思いますので、御提案者様に整理いただいた、11ページの一つ目の論点に関しては①の方向、加盟店管理がしっかりできる先に限って寄附を認めていく方向性にならざるを得ないだろうと思います。

そのときに、自治体様がおっしゃったような地場の加盟店さんと同じような扱いで、発行者としてもきちんとそこに営業実態があって活動している、確かに預かったお金が公益目的のために使われていることが分かるような先であれば、寄附先として認められるだろうと思いますけれども、一方で、例えばNPO法人もFATFの勧告で何か隠れみのになっている

みたいな指摘もあったぐらいですので、そのまま外国に持っていかれてしまうけれども管理実態が分からないとか、そういうところまで含んでしまうとなかなか悩ましいということなのだろうと思います。

そういう意味では、例えばせつかくこの地域通貨で地元の生活にも関与するような有益な団体に寄附したいという生活者がいて、それを認めていきたいという目的は大変理解できるところで、例えば加盟店管理ということであるとすると、どのような審査ができ得るのかと思います。地域限定ということで地場の企業で実態等についても自治体が確認できる先みたいなものを例えば前払式支払手段の寄附の寄附先の対象先に入れてもらうように、自治体様からある程度このような管理ができるということもお伝えいただきながら、金融庁様に検討していただくみたいなやりとりはあってもいいのかと思いました。

以上、後半は感想になってしまいまして恐縮ですが、ありがとうございます。
○中川座長 ありがとうございます。

今のやりとりで確認をさせていただきたいのですが、金融庁様がおっしゃっている国・地方公共団体、認可法人等というところで、しっかりした何らかのチェックが入るところ、そういうプロセスが必要だということで、国・地方公共団体、認可法人等というのは、そもそも設立のプロセスやガバナンスのプロセスでしっかりしていて、どこまでというところについては個別にという話だったのですが、例えば堀委員も真庭市の方もおっしゃったように、NPOや要は色々な団体なのだけれども、この自治体様の設ける仕組みでトレーサビリティとか、そういったものをきちんとチェックすることで今回の地域通貨の寄附の対象としていただけるかもしれない、それ自体は否定されていないと、そのように思ってもよろしいのでしょうか。金融庁様に確認をしているということです。

○三浦参事官 御質問ありがとうございます。

まず、寄附金受領者につきましては、私どもは国・地方公共団体、認可法人等という形で報告書案で記載しております。趣旨といたしましては、おっしゃっていただいたガバナンスの話など色々あると思っております。もちろん各自治体ないし例えばNPO法人さん、公益法人さん等がやられている事業のいわゆる公益性に私どもから問いを挟むことは基本的にはないと思っておりますが、気になっているところとしては、規制の潜脱防止やマネロン、詐欺、なりすまし、これは本当にあるので、そこはしっかりと相当程度厳格な管理はどうしても必要なのかと考えております。そういった意味で、例えばこういった管理の仕方やこういった仕組みについてはどうでしょうかというようなより具体的な個別のスキームについて、

私どもの検討にも必要と考えておりますので、そこについてはおっしゃっていただいたとおりでございます。

最初に堀委員からおっしゃっていただいたとおりに「等」の範囲がどうなろうと、例えば一旦自治体さんで適切な手続を踏んだ上で地域通貨を用いて寄附を一旦受け付けて、その後、地方自治体さんでここは大丈夫だという団体に寄附金でもらったものを交付するこ

と自体、資金決済法で妨げるものではないことについては、まさにそのとおりでありますので、そこについては付言させていただければと思います。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

今は大分既に議論をされているところもありますが、要望者からいただいている要望自体、もう少し論点はあるかと思いますので、そちらなども見ながらお伺いしていきたいと思います。

今回対象範囲について議論をしていただいていたかと思っております。ただ、一方で、金額に関する点についても御要望いただいていると思っております。世田谷区と真庭市で最大10万円ということでおっしゃっていただいているかと思いますが、これは後で出てくる寄附対象、先ほど議論した寄附対象とも重なってくるかもしれませんが、例えば今回のこの議論は地域ベースでどう行っていくかという議論をしようとしているところではあります。自治体が関与していたり、ここの法人については寄附金を受領していただく先だということでは何らかの形で選定をされている前提がある中で、かつ地域限定で利用できるような前払式支払手段に限定してということであれば、相当程度実際のマネロリスクはかなり合理的に下がっているのではないかと思います。こういったことを想定した場合に、例えば資金決済法の改正でお考えになっているのとはまた別の形で、地域単位で金額を変えて実験をしていっていただく可能性がないかどうか、についてお聞きしたいと思います。

○中川座長 金融庁様、お願いします。

○三浦参事官 御質問ありがとうございます。

寄附金上限額については、報告書でありますとおり1件当たり1～2万円程度というところで審議会の中では結論を出していただいたものでございます。ですから、まず自治体様のスライド11の特に②で記載されておりますように、ここでは1名当たり年間を最高10万円と想定していると考えていただいていると思いますが、一方で、ワーキング・グループでは1件1万円というような単位で出ております。また、特定個人による複数回の寄附を少なくとも現時点で否定するつもりはございませんので、そのあたりで1名当たり年間10万円をどう見るのかについて、現時点で私どもから組織としてこうだと思いますという回答ができる状況ではないですが、いずれにせよ具体的なスキームについては今後考えていきたいと考えております。

また、特定の地域だけ例えば10万円で、特定の地域だけ3万円、5万円、1～2万円などとなりますと、我々として寄附の公共性の程度でこれはこのぐらい必要だと、金融法制の中でそういった判断をしにくいところもございますので、そこは地域によってやるところとやらないところで差を付けるというよりかは、一定程度全国的に一律でやらざるを得ない面はあるのかということが、お話を伺った第一感でございます。

以上です。

○落合座長代理　ありがとうございます。

上限額の点については確かに議論させていただいて、金融庁でお考えになっている趣旨自体はよく分かりましたので、そうすると何回か行うことによって想定されているような支払いはできることは理解いたしました。

一方で、そのほかの論点にも関わってくるので、地域の限定という点については、元々金融庁でおっしゃっていただいたような御方針だったとは思いますが、金融・資産運用特区を進めていただく中で、例えば銀行法でや、投資家に関する整理など、既に地域単位で議論を別の形で実験していくことは行っていると思います。また特定の地域だけというについても、例えばこの特区の中で全国展開をするような際の一つの方法として、国家戦略特区だけではなくて、構造改革特区に指定をし、手挙げ式にして、事実上の全国展開ではあるが、自治体に関与していただく条件は残すといった方法もあります。そういうところからすると、お考えいただく余地があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○中川座長　金融庁様、お願いします。

○三浦参事官　少なくとも現時点においてそういった特区でこういった前払式支払手段の寄附を例えば特別に一定程度実験してみるということで、まだ私どもの中で明示的な議論はしていない状況ですので、少なくともこの場でイエスともノーともなかなか言い難いというところが正直なところでございます。

我々としてやっていきたいこととしては、ワーキング・グループで御議論いただいたスキームで一旦始め、制度そのものをローンチしてみて、ここはもっとこうしたほうがうまく行くのではないかとか、もっとここを広げていただくとよりよいのではないかとということで、エンフォースメントを繰り返してPDCAを見ながらより制度をブラッシュアップしてよい制度を作っていくということで進めていってはどうかと考えておりますし、そのブラッシュアップの過程の中で、例えばこういう実験をしたいのだけれどもこの地域でやってみようかという議論そのものについて少なくとも現時点で否定するつもりはございませんが、まずはワーキング・グループで議論させていただいた中で、しっかり寄附のスキームはスタートさせていただければと考えています。

○落合座長代理　ありがとうございます。

全国単位で資金決済法を改正する点について、本日はそれ自体を議論しているわけではないように思っております。それはおっしゃっていただいたように進めていただくということかと思えます。

一方で、今回の特性としてあるのが、地方創生に関わってくる話であるということがあります。寄附ということで、インバウンドという話も金融指針でもあったと理解しておりますが、単なるインバウンドというだけではなくて、今回のように自治体と密接に結びつくような形でその地域の掘り起こしをしていくという、ある種、石破政権で非常に価値が

置かれているテーマとの関係で実証でもあり、そういう形で色々と地域生活が面白くなるようなことをしていこう、ということでお考えになっている部分があると思います。通常の前払式支払手段の寄附で想定されているのとは異なって、何らかの形で自治体に關与していただいたり、認定なども場合によっては考え得るのではないかと思います。そういったことをするときに、例えば対象など、そちらは堀委員とかなり御議論いただきましたが、少し広く取っていただいてできるようにすることを、実験していくこともあり得るのではないかと思います、いかがでしょうか。

○中川座長　お願いします。

○三浦参事官　将来的にそのようなことについてこの場で否定するつもりもございませんので、将来的にあり得るかあり得ないかと言われれば、そういったことも十分あり得るのではないかと思っております。

○落合座長代理　分かりました。ありがとうございます。

今日の時点でお答えが難しいこと自体は分かりますし、今日できる範囲で前向きなお答えをいただいたようにも思いますので、タイミングのところだけ資金決済法の施行と並行して、もしくは若干遅れてぐらいかもしれませんが、自治体で考えていただいているような点について、是非御検討いただければと思っております。

以上です。

○中川座長　ほかにいかがでしょうか。

色々御議論いただきまして、ありがとうございます。

金融庁様から金融審議会で検討していただいている事情なども含めまして、きちんとした御回答をいただいたと思います。各委員から提案自治体の提案を踏まえて様々な御質問をいただきましたけれども、自治体から提案されている内容について、基本的に現時点で否定するものではなくて、それは例えばマネー・ローンダリングとか、そういったことに使われないような仕組みが担保できているのかとか、そういうガバナンスや管理の仕方によっては、これは寄附の対象となり得るかもしれないというお話もいただけたと思っております。

基本的に金融審議会で御議論いただいたような制度を本日の議論も踏まえてお進めいただくことをお願いしたいと思うのですが、落合委員、堀委員からありましたように、金融庁様でこういった事例については基本的に個別に御相談いただいて個別で御判断をいただくというお話をいただいておりますが、落合委員からありましたように、特区自身は基本的にある程度モデル化したものについてこういった自治体、それから省庁間で議論を詰めて、それについて実験をして、それがうまく行くのであれば基本的に全国展開するというスキームで、金融・資産運用特区などでそういった手法を使わせていただいているところでございます。いずれ国・地方公共団体、認可法人等というものを詰めないといけないのだとすると、個別のものについて非常に時間をかけて判断をしていくよりは、今回特区提案としてこのような形で提案をいただけているわけですので、可能であれば、この特区提

案の中で例えばマネー・ローンダリングや御心配の向きの管理手法などについて観点を示していただければ、もしかしたら提案自治体できちんとした関与の仕方とか、そういうものもお示しできるのかもしれないという感じを私は受けました。

そういう意味で、基本的には金融審議会でも制度化を進めていくというのはお願いしたいと思うのですが、特区の中である程度モデル化、マニュアル化できるような関与の仕組みがつくれて、それを金融庁様としてもある程度お認めいただけるのであれば、実験的に特区の中でやっていくこともあり得る、そういった選択肢のように私は感じました。

そういうことで、今回の御提案につきましては、金融庁様のおっしゃるようにこの金融審議会の方向性を詰めていく、その中で個別に「等」の中身を確認していくということと並行して、ある程度型にはまったようなチェックの仕方、ガバナンスの仕組み、そういったものを少し特区側としても整理をした上で、この特区の中で取り扱うことができないかということをもう一度御相談させていただければと思っております。そのような形でお進めいただきたいと、内閣府でもそういった提案自治体と金融庁様の橋渡しと言いますか、整理をお願いできればと思っております。

私が申し上げたことについて御発言があればお伺いします。お願いします。

○三浦参事官 金融庁でございます。

座長におっしゃっていただいた趣旨については分かりました。一方で、ちょうど我々の中でもどのくらいとどこまでやればマネロンは大丈夫なのかなど、そういった目線についてまだ完全に定まったものではありません。ただ、いずれにせよ特区をやるにせよやらないにせよ、我々の中でそういう視点がちゃんと定まらないと、なかなか議論のステージに乗らないという面もございますので、内閣府さんと事務的には御相談させていただければと思っておりますが、我々として制度をどの方向で固めていくのかというところをまず前提とした議論を今後させていただければと考えております。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

深谷市様、お願いします。

○福島室長補佐 1点確認させていただきたいと思います。地域通貨の取組を行っておりまして、地域の支え合いだとか、コミュニティーの促進に地域通貨は寄与すると思っております、提案の中でも子ども食堂や地域のスポーツ団体という形で、これまでのお話をお伺いすると、要は法人格というところで議論がなされているので、任意団体という形で権利能力なき団体ということで、こういったところは今回の議論の中で寄附先として認める認めないということは俎上にそもそものっていない状況でしょうか。それとも、本日の議論の中での余地があるのか、その点を教えていただければと思います。

○中川座長 お願いします。

○三浦参事官 ワーキング・グループの中でありますと、いわゆる国・地方公共団体、認

可法人等の「等」の中にはどこまで入れるかというところだと思います。目線については先ほど申し上げたとおりの話ですので、例えばその中でどこまで入るのかについては今後我々も検討していくということでございますので、頭からここは絶対にダメと否定するつもりはございません。ただ、そこについては私どもとして本当にこれは大丈夫なのかということについて、具体的なスキームなどを見ながらしっかり考えさせていただきたいと思っています。

以上です。

○福島室長補佐 了解しました。

○中川座長 ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

ございませんでしたら、これをもちまして「地域通貨による寄附」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。御参加いただいた皆様、今日はありがとうございました。

○水野参事官 それでは、以上をもちまして、ワーキンググループヒアリングを終了させていただきます。ありがとうございました。